

公益財団法人 日本手工芸作家連合会 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本手工芸作家連合会（以下「当法人」という。）が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」という。）並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（以下「認定法」という。）の規定に則り、その活動状況や財務資料等を積極的に公開し、この法人の公正で開かれた活動を推進するための情報公開について必要な事項を定めることを目的とする。

(法人の責務)

第2条 当法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 この規程によって公開される資料を閲覧又は写しを受領（法令において謄写が認められている場合又は当法人が特に認めた場合）する者は、これによって得た情報を本来の目的以外に利用してはならない。

(管理)

第4条 当法人の情報公開に関する事務は、副会長が統括管理する。

(情報公開の対象資料等)

第5条 当法人において情報公開の対象とする資料（以下「公開対象資料」という。）は、別表に掲げるものとする。

- 2 公開対象資料は、一般の閲覧に供するものとする。この場合においては、正当な理由がないときは、閲覧の請求を拒むことができない。
- 3 役員等名簿については、当法人の評議員以外の者から閲覧の請求があった場合には、これらに記載され又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、これらを閲覧させることができる。
- 4 公開対象資料は、当法人の事務所に常時備え置くものとする。
- 5 公開対象資料の備え置く期間は、別表とおりとする。

(閲覧場所・閲覧時期)

第6条 公開対象資料の閲覧場所は、当法人の事務所とする。

- 2 閲覧の日及び時間帯は、当法人と調整することとする。ただし、当法人は正当な理由があるときは、閲覧希望者に対し別の閲覧場所と日時を指定することができる。

(閲覧の申請手続)

第7条 本法人の公開対象資料の閲覧を希望する者は、情報公開請求書に必要事項を記載し、会長宛に提出しなければならない。

- 2 前項の情報公開請求書を受理したときは、公開請求受付簿に必要事項を記載しなければならない。
- 3 閲覧者から閲覧している資料について説明を求められたときは、副会長又は会長があらかじめ指

名した者が説明し、その経過は質疑応答記録書に記載しておかなければならない。

- 4 前項の説明に当たっては、当財団の業務運営上重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる事項を除き、可能な限りその説明に努めるものとする。

(費用負担)

- 第8条 公開対象資料の閲覧は、無料とする。ただし、謄写を認める資料を当法人の機器を使用して複写する場合は、実費負担とする。

(インターネットによる情報公開)

- 第9条 当法人は、第5条から第8条の規定によるほか、インターネットのホームページ等を活用し、広く一般の人々に対する情報公開に努めるものとする。

- 2 前項の規定によるインターネットで公表する情報の種類、方法等については、会長が定める。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 閲覧できる事務所備え置き資料

公開対象資料	閲覧者	期間	法令の主な規定
定款	すべての者		法156条、認21条4項
理事会議事録	評議員・債権者	10年	法193条
評議員会議事録・評議員会の決議省略の書面	評議員・債権者	10年	法193条
会計帳簿	評議員	10年	法121条・199条
計算書類等(正味財産増減計算書、事業報告、附属明細書)、監査報告書	すべての者	5年	認21条4項
事業計画、収支予算、資金調達・設備投資の見込み書類	すべての者	当該年度 末日まで	認21条1項・4項、認規則 27条
財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準	すべての者	5年	認21条2項・4項、20条2 項
運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	すべての者	5年	認21条2項・4項、認規則 28条1項
特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠	すべての者	5年	認21条、認規則18条3項
特定財産の取得・改良充当資金の明細	すべての者	5年	認21条、認規則22条4項
寄附等による受入れ財産・資金で寄付者の定めた用途に充てるものの明細	すべての者	5年	認21条、認規則22条5項

《注》「法」は一般法人法、「認」は公益法人認定法、「認規則」は認定法施行規則を指す

